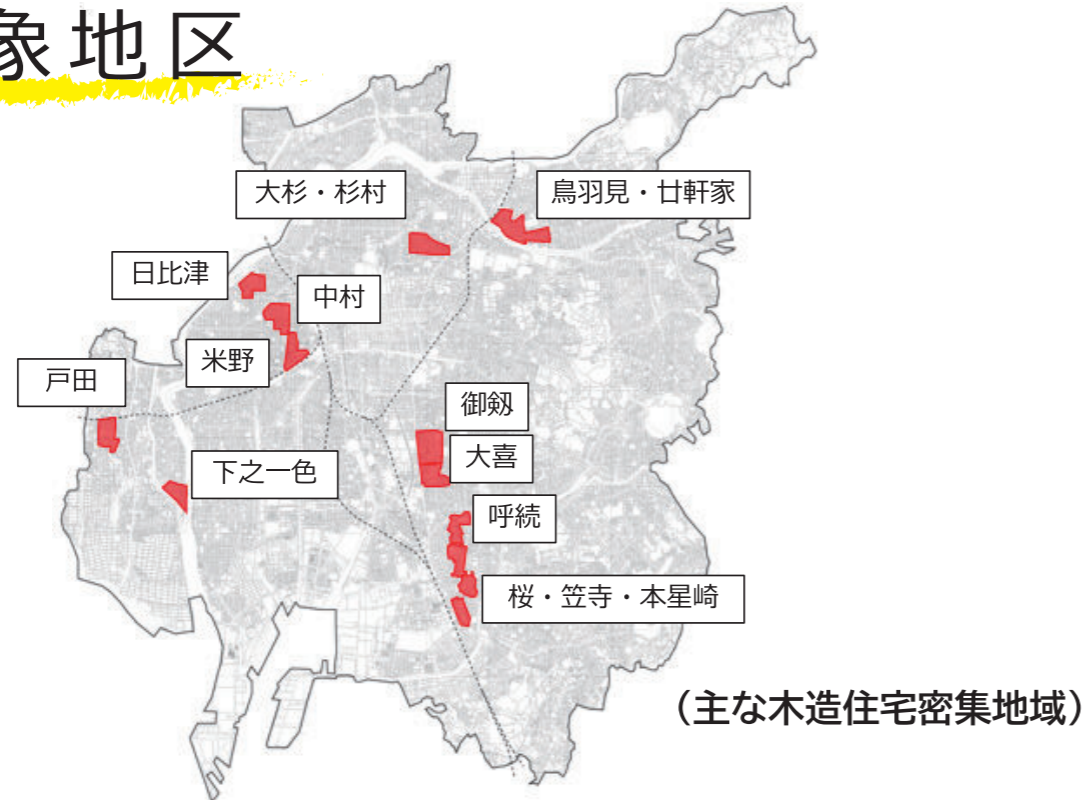


5 対象地区



区名	町名	区分
北区	生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、中杉町、東大杉町、東大曾根町 東長田町、東水切町、水切町	全域
	大曾根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、杉栄町	一部
中村区	大秋町、上米野町、郷前町、大正町、中島町、則武本通、日比津町、深川町、松原町	全域
	黄金通、寿町、権現通、下米野町、太閤通、大門町、高道町、鳥居通、長戸井町、賑町 羽衣町、日吉町、本陣通、道下町、森田町、若宮町	一部
昭和区	滝子通	全域
瑞穂区	太田町、亀城町、雁道町、春鼓町、大喜新町、大喜町、竹田町、直来町、船原町、平郷町 宝田町、豆田町、御劔町	全域
	上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、瑞穂町	一部
中川区	戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目	全域
	供米田三丁目、下之一色町	一部
南区	西桜町、西田町、星園町、本星崎町、呼続二丁目、呼続三丁目、呼続五丁目、呼続元町	全域
	笠寺町、粕島町、菊住一丁目、桜本町、寺部通、戸部町、鳥山町、白雲町、星崎町 本地通、前浜通、松池町、松城町、呼続四丁目	一部
守山区	市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、廿軒家、町北、町南、守山一丁目	全域
	鳥羽見二丁目	一部

みんなが使える道路に
後退用地を整備しよう

生活こみち整備促進事業
(木造住宅密集地域改善助成)



名古屋市では、安全・快適なまちづくりのために助成を行っています！

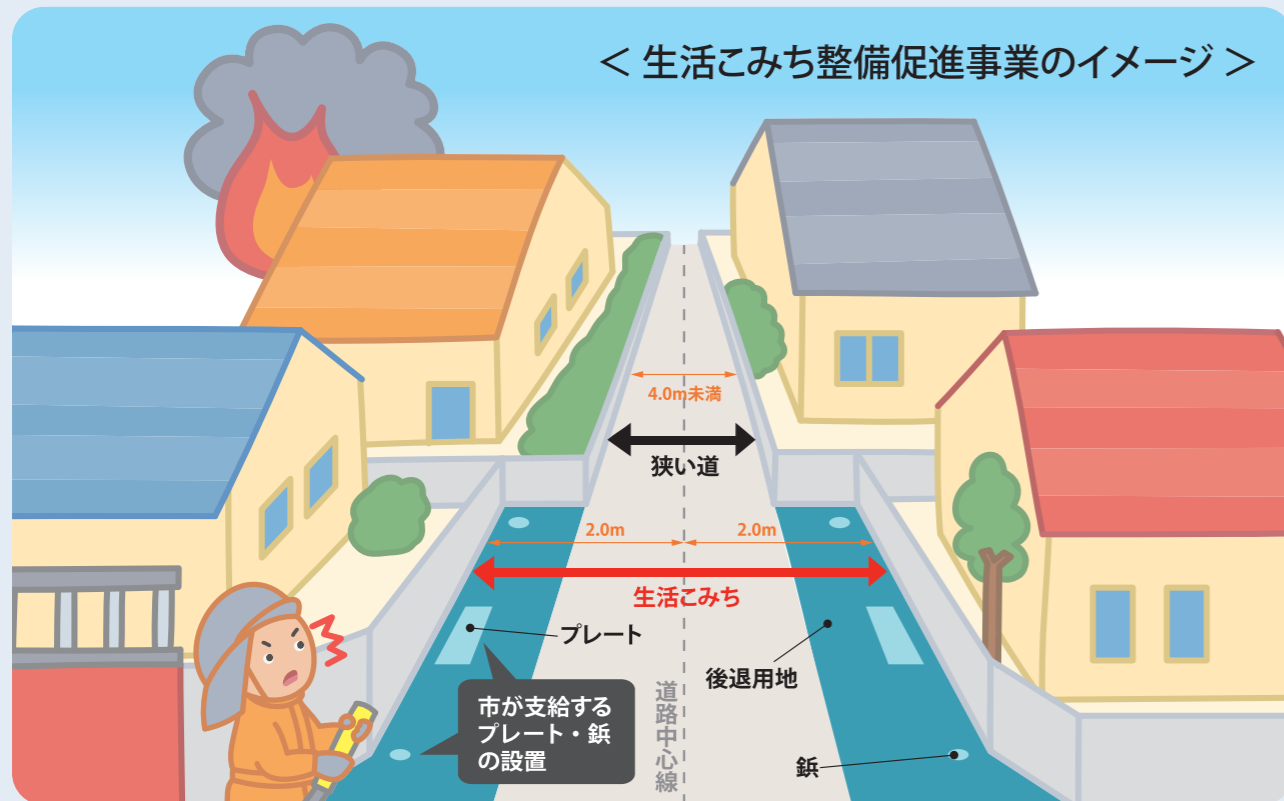
1 生活こみち整備促進事業とは

狭い道路は、災害時などの消火活動や避難の妨げになるおそれがあり、また、日常生活においても風通しや採光の悪化などにつながる可能性があります。そのため建築基準法では、幅員4m未満の建築基準法第42条第2項道路*（以下、二項道路という）に面した敷地で建築をする場合、建物や塀などを道路の中心線から2m後退するよう義務付けられています。本市では、この後退用地を一般の方が通れる通路として舗装整備し、維持管理していただくことを支援するため、助成を行っています。

* 建築基準法第42条第2項道路とは…
建築基準法ができた昭和25年以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道路です。
この道路に面した敷地で建物等を建築する場合には、道路の中心から水平距離2mの線を道路境界線とみなします。

2 対象の狭い道は

・対象地区（主な木造住宅密集地域11地区）内にある二項道路等



3 助成金額

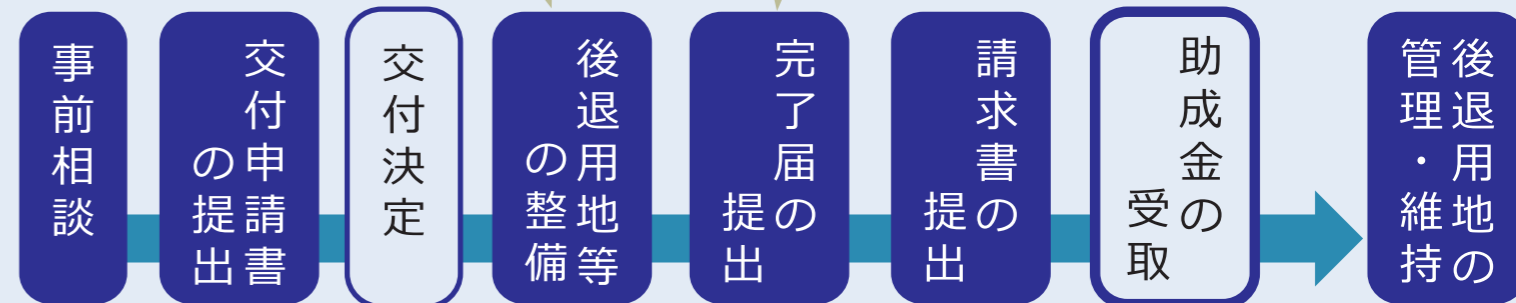
<助成金額一覧表>

助成項目	内容	助成額
整備助成金	舗装整備に対する助成	5,400円/㎡
通路使用奨励金	通行の用に供していただくことの奨励金	3,000円/㎡
量水器移設助成金	移設に対する助成	83,500円/件
汚水ます等移設助成金		35,400円/件
ガスメーター移設助成金		14,200円/件
生垣移植助成金	移植に対する助成	9,100円/m
樹木移植助成金		1,400~14,100円/本
雑費	後退したことを示すプレートと鉄を設置することに対する助成	20,500円/件
分筆測量及び分筆登記助成金	寄附道路とする場合の分筆測量及び登記費用に対する助成	80,000円/件

注意) 1 整備した後退用地の維持管理は、建築主等に行っていただきます。
2 整備した後退用地に対する固定資産税、都市計画税が軽減される場合があります。
(詳しくは、関係区の市税事務所固定資産税課におたずねください。)

4 手続きの流れ

⚠ 交付決定後に整備してください ⚠ 3月末が期限です



⚠ 交付決定前に整備すると助成の対象になりません。

